

# 土工技能者能力評価基準

令和2年3月31日認定

建設技能者の能力評価制度に関する告示（平成31年国土交通省告示第460号）及び建設技能者の能力評価制度に関するガイドライン（平成31年3月29日）に基づき、土工技能者の能力評価基準（以下「本基準」という。）を以下のとおり定める。

## 1. 能力評価基準の策定主体

一般社団法人 日本機械土工協会

## 2. 能力評価基準を策定する目的

建設キャリアアップシステムに登録・蓄積される情報を活用して、土工技能者の技能について客観的な評価を行うことにより、

- ①評価結果を活用して、取引先や顧客に対して技能水準を対外的にPRすることを通じて、価格交渉力の強化を図り、技能に見合った評価や処遇を実現する
- ②キャリアアップに必要な経験や技能を明らかにすることで、土工技能者のキャリアパスを明確化し、若年層の入職拡大・定着促進を図る
- ③土工技能者を雇用する専門工事企業の評価（「専門工事企業の施工能力等の見える化」と連動させることにより、高い技能を有する土工技能者を育て、雇用する企業が選ばれる環境を整備し、人材育成と処遇改善の好循環を生み出すことを目的とする。

## 3. 能力評価基準の対象とする職種

本基準は、土工工事※に従事し、複数の資格と相当程度の技能を有し、主体的に各種作業を行う技能者を対象とする。

具体的には、建設キャリアアップシステムにおける技能職種の大分類「特殊作業員」(01)小分類「特殊作業員」(01)・「土工」(11)とする。

本基準に基づき能力評価を受けた技能者を、「土工技能者」と称する。

※土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事、コンクリート工事、コンクリート打設工事、地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事等

## 4. 能力評価の段階

能力評価はレベル1からレベル4までの4段階とし、各レベルにおける技能者像は以下のとおりとする。

レベル1：初級技能者（見習いの技能者）

土工工事についての基礎知識を有し、工具・機械等の安全な使用方法を身に付け、上司の指示を受けながら現場作業ができる。

レベル2：中堅技能者（一人前の技能者）

土工工事についての現場施工のための知識を有し、複数の作業を責任持って担当することができる。

レベル3：職長として現場に従事できる技能者

土工工事に関する作業管理、品質管理、工程管理及び安全管理ができ、作業手順を組立て、部下の技能者に対し適切な指示を行い、一連の施工管理ができる。

レベル4：高度なマネジメント能力を有する技能者（登録基幹技能者等）

土工工事に関する熟達した作業能力を持ち、効率的な現場管理ができる。また、工事全体の計画・管理業務に参画し、他の職種との調整等 QCDSE（Quality:品質、Cost:原価、Delivery:工程・工期、Safety:安全、Environment:環境の略）の総合的な管理ができる。工法、技術等については、元請監理者等に提案ができる。

## 5. 各レベルの基準設定

各レベルの基準は、建設キャリアアップシステムに蓄積・登録される就業日数、保有資格、職長・班長としての就業日数を用いて設定する。

就業日数及び職長・班長としての就業日数は、建設キャリアアップシステムにおける技能職能のうち大分類「特殊作業員」小分類「特殊作業員」又は「土工」に従事した就業日数を評価する。

また、建設技能者の能力評価制度に関するガイドラインに基づき、建設キャリアアップシステムに蓄積された215日の就業日数を1年と換算して扱うものとする。

保有資格については、建設キャリアアップシステムにおいて、その保有等について確認できるものに限る。

各レベルの基準は、以下のとおりとする。

### （1）レベル4の基準

#### 【考え方】

就業日数については、登録土工基幹技能者講習の受講要件に準じて設定する。

保有資格については、熟達した作業能力、効率的な現場管理ができるマネジメント能力を身に付けた「登録土工基幹技能者」のほか、建設工事の適正な施工の確保に寄与するとされ、実質的に工事現場の管理を行っている「1級建設機械施工技士」、「1級土木施工管理技士」のいずれかとする。また、卓越した作業能力で業界の発展に寄与したことが認められた「優秀施工者国土交通大臣顕彰の受章者」についてもレベル4として認める。

職長・班長としての就業日数については、登録土工基幹技能者講習の受講要件に準じて設定する。

**【基準】**

①から③までを満たしていること。

①就業日数

建設キャリアアップシステムに蓄積された就業日数が2,150日（10年）以上であること。

②保有資格

ア) 及びイ) までを満たしていること。

ア) 以下に掲げる資格のいずれかを保有している又は表彰を受けていること。

・登録土工基幹技能者（講習修了証の期限が切れている場合は除く）

・1級建設機械施工技士

・1級土木施工管理技士

・優秀施工者国土交通大臣顕彰

イ) (2) の②及び(3) の②に定める資格（レベル3及びレベル2の基準となっている資格）を保有していること。

③職長・班長としての就業日数

建設キャリアアップシステムに蓄積された職長としての就業日数が645日（3年）以上であること。

(2) レベル3の基準

**【考え方】**

就業日数については、職長等として現場作業に従事できるようになるまでの日数を設定する。

保有資格については、技能検定がないため、複数の就業制限の業務を行うことができること、または、労働災害を防止するための管理業務等、作業に従事する労働者の指揮を行うための資格を設定する。

職長・班長としての就業日数については、職長等として現場に従事できる技能者のレベルであることから、一定のマネジメント能力を有していることが担保されることを踏まえて設定する。

**【基準】**

①から③までを満たしていること。

①就業日数

建設キャリアアップシステムに蓄積された就業日数が1,505日（7年）以上であること。

②保有資格

ア) 及びイ) までを満たしていること。

ア) 職長・安全衛生責任者教育（職長教育を含む）に加え、(i) の資格のうち 1 つ以上又は (ii) の資格のうち 2 つ以上を保有していること。

(i) ・ 青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰

- ・ 2 級建設機械施工技士
- ・ 職業訓練指導員
- ・ 発破技士
- ・ 甲種火薬類取扱保安責任者
- ・ 乙種火薬類取扱保安責任者
- ・ 地山の掘削および土止支保工作業主任者技能講習

(ii) ・ 地山の掘削作業主任者技能講習（旧）

- ・ 土止め支保工作業主任者技能講習（旧）
- ・ 型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習
- ・ 足場の組立て等作業主任者技能講習
- ・ コンクリート破碎機器作業主任者技能講習
- ・ はい作業主任者技能講習
- ・ 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用および掘削用）運転技能講習
- ・ 不整地運搬車運転技能講習
- ・ 高所作業車運転技能講習
- ・ フォークリフト運転技能講習
- ・ 小型移動式クレーン運転技能講習
- ・ ガス溶接技能講習

イ) (3) の②に定める資格（レベル 2 の基準となっている資格）を保有していること。

③職長・班長としての就業日数

建設キャリアアップシステムに蓄積された職長または班長としての就業日数の合計が 215 日（1 年）以上であること。

(3) レベル 2 の基準

【考え方】

就業日数については、土工工事における複数の作業を責任持って担当することができるまでの日数を設定する。

保有資格については、中堅技能者（一人前の技能者）として複数の土工作业を行うために必要な講習・教育の修了を設定する。

【基準】

①及び②を満たしていること。

①就業日数

建設キャリアアップシステムに蓄積された就業日数が 430 日（2 年）以上であること。

## ①保有資格

以下に掲げる資格のうち2つ以上を保有していること。

- ・ 小型車両系建設機械（整地運搬積込機・掘削機・基礎工事機・解体用機械）の運転（機体重量3 t未満）特別教育又は車両系建設機械（整地・運搬・積込み用および掘削用）運転技能講習
- ・ 基礎工事用機械の運転（非自走式）特別教育
- ・ 締固め用機械（ローラー）の運転特別教育
- ・ 基礎工事用機械の作業装置の操作（自走式）特別教育
- ・ コンクリート打設用機械の作業装置の操作特別教育
- ・ 不整地運搬車の運転（最大荷重1 t未満）特別教育又は不整地運搬車運転技能講習
- ・ 低圧電気取扱業務特別教育
- ・ 研削といし・自由研削といしの取替等の業務特別教育
- ・ 足場の組立て等作業従事者特別教育又は足場の組立て等作業主任者技能講習
- ・ クレーンの運転（つり上げ荷重5 t未満およびつり上げ荷重5 t以上の跨線テールハ）特別教育又は小型移動式クレーン運転技能講習
- ・ ロープ高所作業特別教育
- ・ 立木伐木（胸高直径70 cm以上、胸高直径20 cm以上重心偏・つりきり・かかり木）特別教育
- ・ 玉掛け技能講習

## （4）レベル1の基準

### 【基準】

建設キャリアアップシステムに技能者登録をされ、かつ、レベル2から4までの判定を受けていない技能者とする。

各レベルの基準の内容については、別表に一覧として示す。

## 6. システム利用開始前の経験の評価

5. の規定にかかわらず、就業日数及び職長・班長としての就業日数については、当面の間、建設キャリアアップシステムに蓄積された情報に加えて、所属事業者等による経歴証明により証明された日数も活用する。

具体的な活用方法については、土工技能者能力評価実施規程に定めるところによる。

## 7. その他

土工技能者能力評価実施規程に定める評価実施の開始時期よりも前に、一般財団法人建設業振興基金に対して技能者登録の申請を行った者であって、登録土工基幹技能者の資格を有しているために一般財団法人建設業振興基金からゴールドのキャリア

アップカードを交付された者については、レベル4の基準を満たしているものとして取り扱う。

【別表】レベル1～4の基準の一覧

	就業日数	保有資格	職長・班長としての就業日数
レベル4	就業日数が2,150日(10年)以上であること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●登録土工基幹技能者講習</li> <li>●1級建設機械施工技士</li> <li>●1級土木施工管理技士</li> <li>●優秀施工者国土交通大臣顕彰</li> </ul> ・レベル2、3の基準に示す保有資格	職長としての就業日数が645日(3年)以上であること。
レベル3	就業日数が1,505日(7年)以上であること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●下記資格のうち1つ以上                             <ul style="list-style-type: none"> <li>✓青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰</li> <li>✓2級建設機械施工技士</li> <li>✓職業訓練指導員</li> <li>✓発破技士</li> <li>✓甲種火薬類取扱保安責任者</li> <li>✓乙種火薬類取扱保安責任者</li> <li>✓地山の掘削および土止支保工作業主任者技能講習</li> </ul> </li> <li>●下記資格のうち2つ以上                             <ul style="list-style-type: none"> <li>✓地山の掘削作業主任者技能講習(旧)</li> <li>✓土止め支保工作業主任者技能講習(旧)</li> <li>✓型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習</li> <li>✓足場の組立て等作業主任者技能講習</li> <li>✓コンクリート破碎機器作業主任者技能講習</li> <li>✓はい作業主任者技能講習</li> <li>✓車両系建設機械(整地・運搬・積込み用および掘削用)運転技能講習</li> <li>✓不整地運搬車運転技能講習</li> <li>✓高所作業車運転技能講習</li> <li>✓フォークリフト運転技能講習</li> <li>✓小型移動式クレーン運転技能講習</li> <li>✓ガス溶接技能講習</li> </ul> </li> </ul> ・職長・安全衛生責任者教育 ・レベル2の基準に示す保有資格	職長又は班長としての就業日数の合計が215日(1年)以上であること。

レベル 2	就業日数が 430 日（2 年）以上であること。	<p>●下記資格のうち 2 つ以上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓小型車両系建設機械（整地運搬積込機・掘削機・基礎工事機・解体用機械）の運転（機体重量 3 t 未満）特別教育又は車両系建設機械（整地・運搬・積込み用および掘削用）運転技能講習</li> <li>✓基礎工事用機械の運転（非自走式）特別教育</li> <li>✓締固め用機械（ローラー）の運転特別教育</li> <li>✓基礎工事用機械の作業装置の操作（自走式）特別教育</li> <li>✓コンクリート打設用機械の作業装置の操作特別教育</li> <li>✓不整地運搬車の運転（最大荷重 1 t 未満）特別教育</li> <li>✓低圧電気取扱業務特別教育</li> <li>✓研削といし・自由研削といしの取替等の業務特別教育</li> <li>✓足場の組立て等作業従事者特別教育</li> <li>✓クレーンの運転（つり上げ荷重 5 t 未満およびつり上げ荷重 5 t 以上の跨線テルハ）特別教育</li> <li>✓ロープ高所作業特別教育</li> <li>✓立木伐木（胸高直径 70 cm 以上、胸高直径 20 cm 以上重心偏・つきり・かかり木）特別教育</li> <li>✓玉掛け技能講習</li> </ul>	
レベル 1	建設キャリアアップシステムに技能者登録をされ、かつ、レベル 2 から 4 までの判定を受けていない技能者		

※ ●印の保有資格については、いずれかの保有で可